

## 産業建設常任委員会記録

令和4年 第4回定例会	
1 日 時	令和4年12月15日(木) 午前10時00分 開会 午前11時21分 閉会
2 場 所	議 場
3 出 席 委 員	橋 本 修 委員長 梶 原 隆 副委員長 鈴 木 毅 委員 市 田 登 委員 小 島 実 委員 増 渕 靖 弘 委員 関 口 正 一 委員 大 島 久 幸 委員
4 欠 席 委 員	なし
5 委員外出席者	なし
6 説 明 員	別紙のとおり
7 事務局職員	大 出 課長補佐兼議事調査係長 安 生 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍 聴 者	0人

産業建設常任委員会説明員

職 名		氏 名	人 数
副市長		福田 義一	1名
経済部	経済部長	竹澤 英明	8名
	産業振興課長	能島 賢司	
	産業誘致推進室長	鈴木 淑弘	
	観光交流課長	神山 悦雄	
	水源地域整備室長	上田 悦久	
	農政課長	池澤美紀子	
	農村整備担当主幹	藤田 敏明	
	林政課長	岸野 孝行	
農業委員会事務局	農業委員会事務局長	橋本 寿夫	1名
環境部	環境部長	高村 秀樹	6名
	環境課長	関口 守	
	廃棄物対策課長	金子 尚己	
	廃棄物対策課長補佐	浅野 賀之	
	廃棄物対策課長補佐	渡邊 教生	
	環境課環境保全係長	川田 武	
都市建設部	都市建設部長	福田 哲也	9名
	都市計画課長	小磯 栄一	
	整備課長	上澤 均	
	維持課長	平井 光広	
	建築課長	松本 護	
	建築指導課長	埴 純人	
	公園緑地整備担当	高久 治勇	
	維持課路政係長	大貫 広道	
	建築課住宅係長	戸崎 守	
上下水道部	上下水道部長	木村 正人	6名
	企業経営課長	塩澤 昌宏	
	水道課長	福田 光広	
	下水道課長	湯沢 浩	
	給水担当	北島 礼弘	
	下水道事務所長	橋本 浩一	
合 計			31名

## 産業建設常任委員会 審査事項

- 1 議案第 89号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）について
- 2 議案第 90号 令和4年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第2号）について
- 3 議案第 91号 令和4年度鹿沼市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 4 議案第 92号 令和4年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 5 議案第 94号 指定管理者の指定について
- 6 議案第 97号 市道路線の認定について
- 7 議案第 98号 市道路線の変更について
- 8 議案第105号 鹿沼市農業委員会委員及び推進委員の定数を定める条例の一部改正について
- 9 議案第106号 鹿沼市職業訓練センター条例の一部改正について
- 10 議案第107号 鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例の一部改正について
- 11 議案第109号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第8号）について

令和4年第4回定例会 産業建設常任委員会

○橋本委員長 開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、マイクにより明瞭にお願いいたします。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

開会に先立ちまして、今回は改選後初めての委員会でございますので、正副委員長からご挨拶をさせていただきたいと思っております。

委員長の橋本修でございます。

個性豊かな委員をまとめて、1年間スムーズに委員会運営をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

○梶原副委員長 産業建設常任委員会副委員長の梶原でございます。

1年間、橋本委員長をしっかりとサポートしていきたいと思っております。

1年間お世話になりますが、よろしくをお願いいたします。

○橋本委員長 それでは、ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は議案11件であります。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、議案第89号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）についてのうち、産業建設常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。能島産業振興課長。

○能島産業振興課長 おはようございます。産業振興課長の能島です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第89号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）のうち、経済部関係予算の主な内容についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書（第7号）ですね、表紙に第7号と書いてある冊子になります。こちらの3ページをお開きください。

まず歳入についてご説明いたします。

下から2段目の14款 使用料及び手数料 1項 6目 商工使用料の説明欄、観光使用料の498万8,000円の減につきましては、コロナ禍における前日光あわの山荘の利用者の減少、並びに当該施設をグランピング実証実験のため、民間事業者に貸し出すことにより減額するものであります。

次のページ、5ページをお開きください。

上から3段目の17款 財産収入 1項 2目 財産貸付収入の説明欄、土地建物賃貸料150万3,000円の増につきましては、先ほど申し上げました実証実験の賃貸料を計上するも

のであります。

次に、下から2段目、21款 諸収入 4項 3目 雑入の249万円の増につきましては、同じく実証実験に伴い、民間事業者から徴収する光熱水費を計上するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。少しとびます。13ページをお開きください。

下から2段目、5款 労働費 1項 2目 労働力確保対策費の説明欄、職業訓練センター事業費1,020万8,000円の増につきましては、当該施設の屋根の防水のための修繕及び塗装に要する経費などを計上するものであります。

次の段、6款 農林水産業費 1項 3目 農業振興費の説明欄、1つ目の○、堆肥化センター管理運営費395万1,000円の増につきましては、燃料費と電気料を増額するものであります。

次の○、戸別所得補償対策事業費1,204万4,000円の増につきましては、県の補助金を活用し、担い手に農地を集積する、農地集積協力金を増額するものであります。

次のページ、15ページをお開きください。

引き続き、右側の説明欄をご覧ください。

1つ目の○、地域農業農村振興事業費27万8,000円の増につきましては、農産加工所及び都市農村交流館の電気料を増額するものであります。

次の○、花木センター管理運営費300万円の増につきましては、物産館の空調機を更新するため増額するものであります。

次の段、6款 農林水産業費 2項 1目 林業振興費の説明欄、2つ目の○、森林経営管理事業費198万2,000円の増につきましては、東京オリンピック・パラリンピックで使用された森林認証材を再加工するため、増額するものであります。

次に、2目 林道事業費の説明欄、林道施設整備事業費1,083万7,000円の増につきましては、県の補助金を活用し、林道栗沢線の工事を早期に完了させるため、増額するものであります。

次の段、7款 商工費 1項 2目 商工業振興費の説明欄、1つ目の○、企業誘致推進費154万2,000円の増につきましては、工業団地立地促進補助金の実績を見込み、増額するものであります。

次の○、まちなか交流プラザ維持管理費の179万円の増につきましては、電気料などを増額するものであります。

次に、4目 観光宣伝費の説明欄、観光イベント事業費1,675万円の減につきましては、次のページの説明欄をお開きください。鹿沼秋まつりを初めとする彫刻屋台を使用する祭りの中止に伴い、屋台繰り出し事業等補助金を減額するものであります。

次の5目 観光開発費の説明欄一つ目の○、観光施設管理費194万5,000円の増につきましては、街道景観事業により管理している樹木の剪定等の費用を増額するものであります。

次の○、前日光つつじの湯交流館施設維持管理費 780 万円の増につきましては、燃料費、電気料等を増額するものであります。

次の○、観光交流拠点施設管理費 220 万円の増につきましては、まちの駅新鹿沼宿の電気料を、その次の○、前日光あわの山荘維持管理費 114 万 7,000 円の増につきましては、当該施設の燃料、電気料を、いずれも増額するものであります。

次に、一番下の段、8 款土木費 4 項 6 目 公園管理費の説明欄、千手山公園管理費 532 万 6,000 円の減につきましては、公衆トイレ及び入りロゲートの整備工事に関し、概算事業費の減により生じた不用額を減額するものであります。

以上で、経済部所管の一般会計補正予算（第 7 号）の説明を終わります。

○橋本委員長 関口環境課長。

○関口環境課長 環境課長の関口でございます。よろしく申し上げます。

議案第 89 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 7 号）のうち、環境部所管の歳出について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書、11 ページをお開きください。

一番下の段、4 款 衛生費 2 項 1 目「環境クリーンセンター費」の説明欄「環境クリーンセンター管理費」34 万 2,000 円の増につきましては、燃料費高騰に伴う施設の都市ガス費及び修繕料に不足が生じるため増額するものであります。

次の「清掃施設管理費」2,827 万 9,000 円の増につきましては、電気料高騰に伴う清掃施設の電気料及び水道料に不足が生じるため増額するものであります。

次に、2 目「ごみ処理費」の説明欄、「ごみ処理費」391 万 4,000 円の増につきましては、13 ページ上段まで続きますが、粗大ごみ処理施設基幹的設備改良工事に伴い、多くの手作業及び重機による処理、選別を行う必要があり、重機の燃料費及びシルバー人材センター手数料に不足が生じるため増額するものであります。

次に、「ごみ処理施設維持費」351 万 7,000 円の増につきましては、ごみ焼却処理施設のガス冷却ポンプの吐出配管の修繕に要する費用を増額するものであります。

次の「リサイクルセンター維持管理費」42 万 8,000 円の増につきましては、施設の都市ガス費に不足が生じるため増額するものであります。

次の「一般廃棄物最終処分場維持管理費」308 万 9,000 円の増につきましては、施設の電気料及び活性炭吸着塔整備業務委託に不足が生じるため増額するものであります。

次に、3 目「し尿処理費」の説明欄、「し尿収集費」37 万 5,000 円の増につきましては、収集に伴う燃料費に不足が生じるため増額するものであります。

次の「し尿処理施設維持費」239 万 8,000 円の増につきましては、し尿処理施設の雑排水用移送管の修繕に要する費用を増額するものであります。

次に、30 ページをお開きください。

「債務負担行為の補正に関する調書」についてご説明いたします。

一番上の1、「ごみ収集費（廃棄物収集運搬業務委託）」につきましては、平成30年度から5年間の契約で実施している家庭ごみの収集等の業務委託が今年度をもって終了するため、新たに令和5年度から令和9年度まで5年間の廃棄物収集運搬業務について、契約を結ぶためのものです。

次の2、「ごみ処理費（クリーンセンター計量機器借上）」につきましては、令和5年度から令和15年度まで10年間、クリーンセンター計量設備3台を更新し、契約を結ぶためのものです。

以上で、議案第89号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）のうち、環境部所管のものについての説明を終わります。

○橋本委員長 小磯都市計画課長。

○小磯都市計画課長 都市計画課長の小磯です。よろしくお願いいたします。

議案第89号 「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）について」のうち、都市建設部所管のものについてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

「令和4年度補正予算に関する説明書」3ページをお開きください。

一番下の段、15款「国庫支出金」、2項4目「土木費国庫補助金」、右側説明欄の「公園建設事業費国庫補助金」300万円の減額につきましては、補助金額の確定により補正するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

17ページをお開きください。

上から2段目、8款「土木費」、3項1目「河川維持費」、右側説明欄の「河川維持管理費」600万円の増額につきましては、大雨により被災した、上久我地内の和田内川の護岸復旧に要する工事費を補正するものであります。

続きまして、19ページをお開きください。

次に、一番上の段、5項1目「住宅管理費」、右側説明欄の「市営住宅維持管理費」183万1,000円の増額につきましては、貝島東市営住宅受水槽ポンプの修繕等及び、西茂呂市営住宅敷地内に繁茂している樹木の伐採に要する費用を補正するものであります。

以上で、議案第89号 「令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）について」のうち、都市建設部所管のものについて説明を終わります。

○橋本委員長 塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。よろしくお願いいたします。

議案第89号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）のうち、上下水道部所管のものについて、ご説明いたします。

歳出についてであります。補正予算に関する説明書、13 ページをお開きください。

上から3段目、4款 衛生費 2項4目「地域下水処理施設費」の説明欄、「流通センター地域下水処理施設維持管理費」57万2,000円の増につきましては、流通センター地域下水処理施設の電気料を増額するものであります。

以上で、令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）のうち、上下水道部所管のものについての説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。増淵委員。

○増淵委員 30ページの債務負担行為の補正に関する調書というところの説明、これ契約の更新ということなのだけれども、これちょっと詳しく何社とどういうふうな、金額が大きいので、ちょっと詳しく説明していただければと思うので、よろしく願いいたします。

○橋本委員長 執行部の説明をお願いいたします。金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の金子です。よろしく願いいたします。

ごみ収集費のほうでよろしいですか。はい。

今年度、令和4年をもちまして、今委託している収集業務のほうの契約が終わるわけなのですが、これに当たって、次の業者さんを選ぶものであります。

それで、当初募集に関しましては、まず、業者の選択のほうなのですが、各事業者へアンケートを実施しました。

現行事業者以外で実施できる業者がいるかどうかの確認です。

それで、鹿沼全域を単独で実施できる業者はおりませんでした。

それで、西側と東側に分別したわけです。

それで、アンケートの結果、現在委託されている業者2社のみが実施可能という結果になりました。

それで、9月に現業者への参考見積もりを徴取いたしまして、10月に、12月補正に債務負担行為の要求書を提出させていただきました。

○増淵委員 そういうことを聞いているのではなくて、それは大体わかっているのだよ、東と西でやっているというのはわかっているんで、そんなのではなくて、この18億7,500万円って大きな金額だから、どの業者にどういうふうに何年契約で何台のパッカー車で収集しているのかという詳しいことがわからないと、我々はそれを認められないわけさ。それで、金額が185万とかだったらあれだけれども、18億5,000万という莫大なお金だから、その詳細がほしいということです。

○金子廃棄物対策課長 はい、黒川西側のほうですね、まず。積算、これが作業員が延べで。

○増淵委員 そういうことではなくて、会社が2社と言ったではないですか。それで、見積もりがきたのだから、まず会社がどういう会社で、どういうふうなことで、細かいところでは

なくて、大きなところからまず、どういう会社がどういうふうなパッカー車でやって、どういうふうになっているということを聞きたいのさ。東側はどういう会社でどういうふうになっているかということで、見積もりが出ているって今言ったから、そのことに関して、詳しく詳細がほしいの。

○金子廃棄物対策課長 はい。

○増渕委員 はい、お願いします。

○金子廃棄物対策課長 これ業者名、もう発表してしまっているの。まだまずい。

すみません。まだ入札等がありますので、ちょっと業者名は控えさせていただきます。はい。

○増渕委員 その内容だけは言えるでしょう。中身。

○金子廃棄物対策課長 見積もりの中身なのですけれども、作業員賃金と車両管理費ですね。これは5年間になっております。

○増渕委員 5年間の内容が、何台がパッカーで、どのぐらいの延べ人数ってわからないと、この大きな18億5,000万円が認められないではないですか、我々議会として、それを言っているのね。だから、そこをただ単に、これ5年でこれですって言って、ざっくりすぎるよ。それでは、我々常任委員会として通せないじゃない。だから、そこを詳しく大体このぐらいのこと、大体、そちらはわかっているからね。わかっているから、わかっているのだろうけれども、我々はわからないから、そのことは詳細に説明を、業者はいいよ、業者はいいけれども、どのぐらいの人数で今まで、過去でこうだから、これからもこれは引き続きこの契約になりますという説明がないと、18億5,000万円だからね。これを単に、簡単に認めるわけには、認めるというか、納得もしないで、我々が説明責任、市民に聞かれたとき、何も言えなくなってしまうたら、おかしいでしょう。そういうことです。

○金子廃棄物対策課長 では、延べ人数、5年間の延べ人数になるのですけれども、作業員のほうが2万6,524人、これ黒川西側ですね。2万6,524人で、パッカー車のほうが1万3,262台。

○増渕委員 2人乗っている。

○金子廃棄物対策課長 はい？

○増渕委員 パッカー車の倍だから、人数が。

○金子廃棄物対策課長 はい、そうですね。

○増渕委員 延べ人数が倍だから1台に2人乗っているという計算でいいのだね。

○金子廃棄物対策課長 はい。

それで、黒川東側のほうですが、延べ人数が2万1,368人、パッカー車のほうが1万684台。

あわせますと、作業員のほうが4万7,892人で、パッカー車のほうが2万3,946台となり

ます。

○増渕委員 これが5年間ね。

○金子廃棄物対策課長 5年間です。

○増渕委員 そうすると、これから5で割ればいいの。

○金子廃棄物対策課長 簡単に割ってもらえれば大丈夫かと思います。はい。

○増渕委員 大丈夫、簡単に割ればいい。

それで、これは東と西のトン数というのは、やっぱりこれに比例しているのかな。パッカー車によって、何か東のほうが人数が多く、我々のイメージでは人数が多くて、西のほうが人口比率でいくと少ないというと、常識で考えるとごみの量は東のほうが多いのに、パッカー車は東のほうが少なくてっていうと、その説明はどうなっているのかな。

○金子廃棄物対策課長 ごみの量というのはちょっとステーションごとにやっぱり違うので、ステーション数がやっぱり違ってくるかと思います。

それで、まず東側のほうが、令和3年度実績ですと、東側が1,280カ所、西側が1,539カ所となっております。

○増渕委員 だからこういうふうな人数になっている。

○金子廃棄物対策課長 はい。

○増渕委員 はい、わかりました。

それで、これは。

○橋本委員長 すみません、増渕委員、話すときは挙手を、指名してからお願いします。すみません。

○増渕委員 手があるので、ちょっとすみませんね。はい、では委員長。

○橋本委員長 増渕委員。

○増渕委員 それでは、この債務負担行為のこれは、再契約に当たっては、前と大体同じということで、現状維持ということでいいのかな。大体。上がっている。

○金子廃棄物対策課長 車両管理費等が上がっております。

○増渕委員 その差額は大体どのぐらい。

○金子廃棄物対策課長 まだ設計の時点ですので、当初予算より4億ほどちょっと違ってきます。

○増渕委員 4億ね。

○金子廃棄物対策課長 はい。

○増渕委員 本当だ。4億。

○金子廃棄物対策課長 4億。

○橋本委員長 高村環境部長。

○高村環境部長 前回の5年前の契約時の債務負担が約14億で、今回が18億となっております。

す。

それで、主な高騰の理由としては、まず人件費のほうが、それが大体 10%から 15%ぐらい増える見込みであります。

それで、そのほか車両維持費と、あと燃料代が特に高騰していますので、燃料代が約 1.5 倍で、当然債務負担を組むということでもありますので、5 年先を見据えて、要は単純に今年度このぐらいという形ではなくて、上昇率も含めて、債務負担を組んでおりますので、単純に 5 等分というよりは、5 等分プラス値上がり分も含めて想定して、債務負担のほうを組ませていただいております。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 増淵委員。

○増淵委員 大変今の最後の部長の説明で、よくわかりました。そういうことだと、この 4 億円というのの根拠も明確に出ているので、納得いたしました。ありがとうございます。

○橋本委員長 ほかに質疑はありませんか。小島委員。

○小島委員 16 ページです。真ん中の林道施設整備事業費工事請負、960 万。これの工事の概要というか、今回どのぐらいな工事をするのか、その辺の説明、お願いします。

○橋本委員長 岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。よろしく申し上げます。

林道につきましてですが、こちらの林道栗沢線、栗沢峠から、南摩のほうから栗野に抜ける、栗沢峠からずっと上のほうに入っていくといいですか、そういった林道の新設工事になります。

それで、全体的な予算としましては、当初約 9,000 万ということで予定しておりましたが、これを 3 年かけて全長 1,130 メートルを整備していくという計画でございます。

それで、令和 4 年度につきましては、設計が終わりまして、いよいよ工事に入るわけなのですが、単純に当初 3,000 万ずつ、3 年間で割る形で予算を考えていたのですが、費用の計上とあわせて、どうしても早期に完了させなくてはならないと、といいますのは、こちら水特事業のお金を使っております。水源地域特別対策事業の費用を充てておりますので、令和 6 年までという制限がございますので、できる限り早くこの工事を進めたいということで、今回の補正を組ませていただいたところでございます。

説明は以上です。

○橋本委員長 小島委員。

○小島委員 工事期間的なことはわかりました。

この事業に当たる前、私も以前、何かあの辺、その行政のほうで説明会をするときに、旧道を拡張したらいいとか、何とかという話も伺っていました。

そういう中では、地元説明会のときに何か問題は、別になかったかな。もしわかれば。

○橋本委員長 岸野林政課長。

○岸野林政課長 再質問に、再質問というか、再度答弁させていただきます。再度お答えさせていただきます。

特に、栗沢線に関しては、権利者の関係と申しますのは、順調にいつているのですが、今一番問題になっているのは、所有者ですね。特にあの森林の部分まで測量に入りましたので、こちらの用地の確定がなかなかできないと、特に奥の分が非常に難しいという問題は出ております。

ただ、これらにつきましても、今立ち合いを進めておまして、協議をしていただいておりますので、どこかで、「ここでもよろしいですか」ということでご納得はいただけるかなというふうに思っております。

それで、工事につきましても、実はこの水特事業の関連の林道は4路線ございまして、順序的に栗沢線が一番最後にやるという予定でございました。

それで、着手自体が少し遅くなったというのは、実はこの前のあの室瀬線がなかなか地権者の問題で進みませんで、当初はそちらが終わってからということ考えていたのですが、どうしてもその水特事業の期限が近づいておりますので、今年度、来年度あたりはちょっと並行してやっていくような形になるかと思っております。

説明は以上です。

○小島委員 わかりました。ありがとうございます。

○橋本委員長 ほかに質疑はありませんか。市田委員。

○市田委員 17 ページの河川維持費、土木費のね、河川維持費について、ちょっと聞きたいのですけれども、先ほど上久我の護岸工事ということなのですけれども、あそこは荒井川で一級河川だから、県の仕事も当然、あるいは県でもお願いしなくてはいけない部分も出てくるかと思うのですけれども、今回 600 万使っているわけなのですけれども、その辺、市のほうの負担でこれだけ計上するということなのですけれども、その辺のところの細かい内訳的なその内容ですか、工事の内容をちょっと、もし聞かせていただければと思います。

○橋本委員長 平井維持課長。

○平井維持課長 維持課長の平井です。よろしくお願いたします。

工事の内容につきましては、延長が約 10 メートルで、これ両岸なので 20 メートルになるのですけれども、復旧面積が約 60 平米で、工事の内容につきましては、ブロック積みで護岸を復旧する予定になっております。

それで、発注時期としましては、年明けに発注を予定しております。

以上で、はい。

あ、すみません。

それで、工事の箇所なのですけれども、荒井川の一級河川ではなくて、和田内川という普

通河川です。それで、場所はざっくりとといいますと、旧上久我小学校のあの西側あたりの場所になります。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 では市田委員。

○市田委員 1点いいですか。15ページの、先ほど小島委員が質問した、その農林水産業費の中の林業振興費、また林道事業費ということですがけれども、林道整備事業で1,000万今回使っているわけですがけれども、こういったものは、1年に1億程度くる森林環境譲与税はこういうところに充てられるのか、充てられないのか、その辺のところ、ちょっと聞かせていただければと。

○橋本委員長 岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

譲与税につきましては、森林整備に関しては全て充てられるのですが、こちらに関しましては、栗沢線に関しましては国庫補助事業、こちらの採択が出ています。

それとあわせて水特事業で両方使えますので、こちらを優先して充てているというふうにお考えいただければと思います。

参考までに対象になるもの、ならないものがあるので、ざっくりになるのですがけれども、約8割程度、こういった負担が使えるという形で進めております。

説明は以上です。

○橋本委員長 よろしいですか。

○市田委員 ぜひ今後ですね、うまい使い方をして、有効に使ってもらえればと思います。以上です。

○橋本委員長 ほかに質疑はありませんか。小島委員。

○小島委員 18ページ、説明欄の一番上かな、観光施設管理費の中で、ほら194万5,000円、これうちのほうのその街道沿いの樹木を伐採するのだと思うのですがけれども、それに当たっては、いつ頃まず施工というか、着工するのか、もしわかれば。

○橋本委員長 神山観光交流課長。

○神山観光交流課長 観光交流課長の神山です。よろしくお願いいたします。

ちょっと今手元に正確な書類はお持ちしていないので、具体的に申し上げられないのですが、年明けに、今年度中に行うという予定をしております。

はい、以上でございます。

○橋本委員長 小島委員。

○小島委員 今年度というのは間違いないのですね。はい、わかりました。

では、私ね、例えば行政のほうから、この業者の方へその伐採に当たっての何かそういう注文的なことはあるのかな、例えば、切った小枝は何だ、堆肥化センターへ持っていくとか、

環境クリーンセンターに持っていくとか、何かそういう注文というか、指導的なことはあれば、もし、ちょっとお示し願えればと。

○橋本委員長 神山観光交流課長。

○神山観光交流課長 今回は、ものがモミジということがありまして、その後の利用に関しては、ちょっと利用の方法がないということで、業者のほうであわせて処分をしていただく形になっております。

はい、以上です。

○小島委員 はい、わかりました。

○橋本委員長 大丈夫ですか。

ほかに質疑は、増渕委員。

○増渕委員 各部に聞きたいのですけれども、ほとんど今回の予算で、補正で上がってきているのが、燃料費と電気料、膨大な額が上がっているのですね。

そうすると、来年度の予算に向けて、これをどのぐらい折り込んでいるのか、何%ぐらい予算として、前年対比で電気料、燃料費を折り込んでいるのか、先ほど高村部長も言っていましたけれども、そういうことを折り込んでいかななくてはならない。それによって、この部のほうで、さしさわりのあるというか、これだけ予算が固定費にとられてしまったときに、水光費にとられてしまったときに、事業がさしさわるのか、それとも、増額になって全部の予算が膨らむのかという、そこら辺のところのもくろみというか、来年度の予算に向けて、どういうふうな形が、考えがあるか、ちょっと各部にお示し願えればと思います。誰でもいいです。

○橋本委員長 執行部の説明をお願いします。竹澤経済部長。

○竹澤経済部長 経済部長の竹澤です。

ただいまの質疑にお答えします。

こちら当然、今年度の状況を見まして、1年間の見込みというものを立てて、予算のほうは要求をするという形で、我々は考えて要求していますので、あとはその予算の配分という形で、最終的にどういうふうになるかというのは、今後という形になるかと思えます。我々は、やはりこういう今回の補正などでも、やはり実際に上がってきて、不足しているという現状がございますので、そこはしっかりと要求していきたいと考えています。はい。

以上で終わります。

○橋本委員長 木村上下水道部長。

○木村上下水道部長 上下水道部長の木村でございます。

私は、どちらかという、財政の経験が長かったものですから、そちら側の立場ということで、ぜひ申し上げておきたいと思うのですが、こういう状況下だと、どこまで上がるかというのがわからない状況なのですね。

ですから、各部からの要求というのはそれなりに、1年間このくらいかかるだろうということでは要求はしているのですけれども、ただ、ではそれで済むかどうかというのもわからないし、それで予算、当初の予算計上してしまうということは、ほかの予算が使えなくなるということになってきますので、当面、恐らくなのではございますけれども、多分なのではございますけれども、財政課がどういうふうにみるかということにもなってくるのですが、多分年度、恐らく途中で補正予算ありきということで考えていくのだと思うのですね。

ですから、例えば9月とか12月までもつような電気料の配分にしておいて、その分当初予算で浮いた分をそれぞれの事業で使っていくというような形で、どのみち補正予算の財源というのが、前年度の執行残とかで、繰越金という形で出てきますので、そういったものをあてにして、補正予算でそういった必要経費ですね、を計上していくような形というのが、まあベターなのかなというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 増淵委員。

○増淵委員 今部長は詳しいので、大体ほかの部長さんも同じような考えだと思うし、そういうふうな苦しいとかでやるし、本当にこれ、先が見えない状況なので、ある程度組んだって、それが補正、補正ということになると思うのですけれども、そこら辺のところ、今の答弁の中で十分認識して、多分ほかの部長さんもそういう同じ認識のもとでやっていると思うので、確認がとれましたので、私はこれで終わります。ありがとうございます。

○橋本委員長 ほかに質疑はありませんか。小島委員。

○小島委員 先ほど市田委員が質問した河川の維持なのではございますけれども、ちょっと気になって、説明で、大雨でという、もちろん大雨で被災したということなのでしょうが、これはその大雨は3年前の台風19号かな、その辺がもし、そうではなく、普通の何か、去年あたりの夕立でこの被災したとか、その辺わかれば。

○橋本委員長 平井維持課長。

○平井維持課長 ただいまの小島委員の質問にお答えいたします。

今年度の、はっきりと時期はちょっとわからないのですけれども、7月か8月のちょっと大雨時に護岸が崩れまして、そういう状況、時期的には今年度の7月と8月になっております。

それで、もともと令和元年災害でその場所は土のうを積んでいまして、暫定的に護岸復旧していたのですが、今年の増水、出水期ですか、7月・8月の大雨時に流木がちょっと流れてきてまして、それでその土のうの網、袋をちょっと突き破ってしまいまして、それでちょっと法面が崩落しまして、護岸復旧するというふうに至りました。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 小島委員。

○小島委員 わかりました。台風19号のときにはね、因果関係的な、この工事のというか、被災の、私もよくわからないのだけれども、市内にもかなりそういう場所があります。19号で完全には被災しなかったけれども、かなり傷んだと、今説明あった、土のうを積んだりね、そういうところが去年あたりとか、そういう中の、ほら、あ、今年か、大雨でという、そういう因果がありますから、優先順位にもとづいて、ほら、やっているのです、そういう場所、私も何か所かわかっているのです、これからまた、はい、わかりました。

○増渕委員 要望になってしまった。

○小島委員 要望になってしまった。

○増渕委員 いいよ、要望なら。

○橋本委員長 ほかに質疑はありませんか。梶原委員。

○梶原副委員長 16ページの6款1項3目の農業振興費の上段ですね、の2つ目の丸の花木センター管理運営費の、これ物産店の空調ということだったのですけれども、この購入に至る経緯をちょっと教えてください。

○橋本委員長 池澤農政課長。

○池澤農政課長 農政課長の池澤です。よろしく願いいたします。

ただいまの梶原委員の質問にお答えいたします。

この物産館ですが、平成6年に建設されておりまして、その当時から空調設備は入っていました。

販売店舗として使われている施設ですが、8月27日の雷により、機械のほうが悪くなりました。

それで、今回、建物共済に入っておりまして、保険の対象になります。

その際に、新しくリースを組む場合、保険のほうの査定が20%で、購入をする場合、同等品を購入する場合はほぼ全額を保険で賄えるということだったので、今回購入ということになりました。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 梶原委員。

○梶原副委員長 では、これは保険で賄えるということによろしいでしょうか。

○橋本委員長 池澤農政課長。

○池澤農政課長 農政課長の池澤です。

今回保険を担当する部局の担当者とはよく連絡をとっておりますが、今までの例で見ますと、ほぼ全額ということで、そのように見込んでおります。まだ確定はしておりません。

以上で説明を終わります。

○梶原副委員長 わかりました。

○橋本委員長 大丈夫ですか。

ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようなのでお諮りいたします。

議案第 89 号中産業建設常任委員会の関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号中産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 90 号 令和 4 年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算(第 2 号)についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。池澤農政課長。

○池澤農政課長 農政課長の池澤でございます。

議案第 90 号 令和 4 年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算(第 2 号)についてご説明いたします。

令和 4 年度補正予算に関する説明書、公設地方卸売市場事業費特別会計の 3 ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

2 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金につきましては、この後ご説明する、歳出に伴う財源として 105 万 6,000 円を増額するものであります。

次に、5 ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1 款 総務費 1 項 1 目 一般管理費の説明欄、1 つ目の○、公設地方卸売市場運営協議会委員報酬 6 万 6,000 円の増につきましては、鹿沼市公設地方卸売市場運営協議会を追加で開催するため、増額するものであります。

その下の○、公設地方卸売市場施設維持管理費 99 万円の増につきましては、電気料を増額するものであります。

以上で、鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算(第 2 号)の説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようなのでお諮りいたします。

議案第 90 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 90 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 91 号 令和 4 年度鹿沼市水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。

議案第 91 号 「令和 4 年度鹿沼市水道事業会計補正予算（第 2 号）について」 ご説明いたします。

鹿沼市水道事業会計の「補正予算に関する説明書」 1 ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出についてであります。1 款 水道事業費用 1 項 営業費用 1 目 原水及び浄水費 4,667 万 5,000 円の増につきましては、動力費を増額するものであります。

以上で、議案第 91 号 「令和 4 年度鹿沼市水道事業会計補正予算（第 2 号）について」の説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようなのでお諮りいたします。

議案第 91 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 91 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 92 号 令和 4 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。塩澤企業経営課長。

○塩澤企業経営課長 企業経営課長の塩澤です。

議案第 92 号 「令和 4 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について」 ご説明いたします。

鹿沼市下水道事業会計の「補正予算に関する説明書」 1 ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出についてであります。1 款 下水道事業費用 1 項 営業費用 2 目 処理場管理費 3,800 万 8,000 円の増及び 3 目 ポンプ場管理費 436 万 3,000 円の増につきましては、動力費を増額するものであります。

以上で、議案第 92 号 「令和 4 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について」の説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようなのでお諮りいたします。

議案第 92 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 92 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 94 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の金子です。

議案第 94 号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

鹿沼市リサイクルセンターの指定管理者として、令和 5 年 4 月 1 日から 3 年間、特定非営利活動法人ふうめらんを指定するものであります。

以上で、議案第 94 号についての説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。梶原委員。

○梶原副委員長 梶原です。

資料をいただいた議案第 94 号及び議案第 95 号関係ということで、指定管理者の候補者の選定方法及び審査結果についての資料なのですが、その 2 ページ目に 5 番として、施設の概要及び審査結果ということで、(1)で鹿沼市リサイクルセンターの部分があります。

そこで、ちょっとお聞きしたいのですが、この書類審査のところの 1 番と 8 番は財務状況とその専門的分析については、6 割に満たしていませんので、その理由。

それでまた、5 番と 7 番、サービス向上と、あと自主事業の提案というところは、評点が 9 割を超えているということで、高得点となっている理由について、お聞きします。

○橋本委員長 執行部の説明をお願いします。金子廃棄物対策課長。

○金子廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の金子です。

梶原委員の質問に対して、ご説明いたします。

まず指定管理者の指定について、ご質問にお答えします。

指定管理者の募集については、公募で行い、申請は特定非営利活動法人ふうめらんの 1 者のみでした。

書類審査の結果、80 点満点中 6 割以上の 52.02 点となりましたので、指定管理者として選定いたしました。

次に、書類審査についての、1 財務状況、経営状況等、8 専門分析の点数が 6 割に届かなかった理由であります。特定非営利活動法人ふうめらんの収益はリサイクルショップの売り上げ、フリーマーケット等のイベントの収入、リユース品の販売収入になります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和 2 年から以前のようにイベントが実施できなくなっているため、イベント収入が減少したことから、経常利益、営業利益が減少いたし

ました。結果低い点数となりました。

専門分析については、中小企業診断士による評価であり、収益性が減少していることから低い評価となりました。

令和5年度からは感染対策を徹底した上で、以前のようにイベント開催を計画しており、経営利益、営業利益は改善されるものと考えております。

また、5サービス向上及び利用促進等の方策、7自主事業の提案、その他特記事項が9割を超える高得点となっている理由ですが、指定管理者として長年培ってきた経験を生かしたサービス向上の方策や新規会員の獲得に向けた取り組み、リユース事業の拡大等を計画しており、また、自主事業につきましても、イベントの再開や新たな取り組みの検討、行政との連携の強化、市の事業に対する協力体制が高い評価となりました。

以上で説明を終わります。

○梶原副委員長 わかりました。

○橋本委員長 大丈夫ですか。

ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようなのでお諮りいたします。

議案第94号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第94号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第97号 市道路線の認定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。平井維持課長。

○平井維持課長 維持課長の平井です。よろしくお願ひいたします。

議案第97号及び98号につきましては、「鹿沼市道の認定及び変更」に伴う議案でございますので、一括して説明させていただきます。

まず、議案第97号 「市道路線の認定について」 ご説明いたします。

関係資料1枚目の「市道路線認定図」をご覧ください。

市道1100号線は、千渡地内において主要地方道宇都宮鹿沼線（通称古峰原宮通り）の築造に伴い、新たに築造される道路を市道として認定するものであります。

次に、議案第98号 「市道路線の変更について」 ご説明いたします。

関係資料2枚目の中粕尾地内市道路線変更図をご覧ください。

図面にあります9路線は、中粕尾地内において、主要地方道鹿沼足尾線の新道供用開始により、一部道路形態がなくなるため、起点・終点を変更するものであります。

破線で表示してあるものが従前の路線であり、実線で表示してあるものが変更後の路線となります。

市道カ 004、カ 284、カ 302、カ 305、カ 313、カ 762 号線の 6 路線は起点を、市道カ 281、カ 288、カ 307 号線の 3 路線は終点を変更するものであります。

次に、関係資料 3 枚目の上野町地内市道路線変更図をご覧ください。

市道 5293 号線は、上野町地内において市道 0344 号線の部分供用開始に伴い、一部道路形態がなくなるため、終点を変更するものであります。

破線で表示してあるものが従前の路線であり、実線で表示してあるものが変更後の路線となっております。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようなのでお諮りいたします。

議案第 97 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 97 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 98 号 市道路線の変更について議題といたします。

質疑のある方はいらっしゃいますか。

別段質疑もないようなのでお諮りいたします。

議案第 98 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 98 号については、原案どおり可とすることに決しました。

1 時間過ぎたのですが、休憩のほう、どうしますか。続けますか。

(「やっちゃっていいよ」と言う者あり)

○橋本委員長 はい、では続けてまいります。

次に、議案第 105 号 鹿沼市農業委員会委員及び推進委員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。橋本農業委員会事務局長。

○橋本農業委員会事務局長 農業委員会事務局長の橋本です。よろしくお願いいたします。

議案第 105 号 鹿沼市農業委員会委員及び推進委員の定数を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

本議案は、鹿沼市農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を変更するものであります。

来年の 7 月に農業委員会委員の改選を迎えることから、農業委員会の運営委員をメンバーとする農業委員会委員選出等検討委員会が 8 月に設置され、公募方法や活動上の諸課題など

についての検討がなされました。

その結果、今回特に委員の定数につきまして、現在の体制になってから2期5年半にわたり活動してきた経験をもとに、さらに効率的で活動しやすい体制にするため、農業委員1人に対して推進委員1人の体制にすること及び南押原地区は農地面積が広いにもかかわらず、農業委員が1人のため、他の委員とのバランスを考慮し、農業委員を1人増やして2人体制にするとの意見がまとめられ、農業委員会決定されたものであります。

改正の内容といたしましては、農業委員18人を19人に、推進委員30人を19人に変更するものであります。

以上で、議案第105号の説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。小島委員。

○小島委員 今のこれ、農業推進委員のほうね、30人が19人、これ心配してしまうのだけれども、今までのから、こんなに人数を減らしてしまって大丈夫というか、その辺のちょっと減らしたわけというか、もう1回よくその辺お願いします。

○橋本委員長 執行部の説明をお願いいたします。橋本農業委員会事務局長。

○橋本農業委員会事務局長 農業委員会事務局長の橋本です。

ただいまの小島委員の質問にお答えしたいと思います。

法律では、農業委員と推進委員の役割というものがそれぞれ定められておりまして、その業務内容というものも区分されております。

ただ、実際には農業委員と推進委員が二人三脚で現場活動に取り組んでいるというふうな実態がございまして、この減らすことに対しまして、農業委員のほうからより一層協力して連携してやっていきたいと思いますというふうなことで意識の統一といいますか、新たにしている状況もございまして。

それで、それに加えて、前回の9月補正でかけたのですけれども、活動を行う際にタブレットを今後導入していきます。

それで、そのタブレットは国が出しているシステムと連動しておりまして、現場で耕作者とか、所有者であったり、あるいはその農地の面積を調べたり、あとはその農地の状況写真を撮影したりですね、または、その現場でその農家さんの意見、これを聞いたものをその場で入力したりというふうなことができますので、かなり事務処理のほうで軽減がされていくだろうというふうに期待もしているところです。

それで、そのほかについても、例えば、その農地パトロールなんかの活動につきましても、やり方を工夫しながら、今までやってきたことを改善しながら、なるべくその負担軽減につながるように配慮していこうというふうなことで考えておりますので、何とかやっていけるのではないかなというふうにみているところでございます。

以上で説明を終わります。

○橋本委員長 小島委員。

○小島委員 説明ありがとうございます。私も30人が19人ということだから、ちょっと心配してしまっただけですけども、まあいろいろそういうデジタル化というかな、そういう、どうしてもアナログの私にはそこら辺が懸念してしまっただけです。はい、わかりました。

○橋本委員長 ほかに質疑はありませんか。梶原委員。

○梶原副委員長 梶原です。お願いします。

今回その農業委員のほうは18人から19人ということで、先ほどの推進委員についての仕事については、業務効率と、もうその仕事量というのがどうなのですかね。例年度からずっと、この当初から比べて減ってきているから19人で間に合うのではないかなというところもあるのではないかと思うのですが、例えば、そういう状況、業務量全体で減ってきている中で、農業委員を増やすという、そのところがちょっとよく理解できないというところと、あとこの今回の議案第102号で、農地利用最適化推進委員の項目で、これ31万9,000円を35万2,000円にするという議案がこちらで出されているのですが、これは産業建設常任委員会のほうで議案を出されたほうがよかったのではないですかね。これ2点お願いします。

○橋本委員長 執行部の説明をお願いします。橋本農業委員会事務局長。

○橋本農業委員会事務局長 農業委員会事務局長の橋本です。

ただいまの梶原委員のご質問にお答えしたいと思いますが、まず業務量が以前と比べて減ってきているのではないかという部分では、確かに農地は、面積が徐々に、徐々にですけども、減少してきているというふうな状況はございます。

ただ、極端にそういう業務量が減ってきたというふうな、そういう状況はございませんので、少しずつ減りつつはありますけれども、それに対して、委員はより丁寧な活動ができるようには徐々に慣れていくのかなというふうなところでもありますけれども、農業委員を1人増やす、なぜ増やすのかという部分につきましては、ちょっと先ほど説明の中で南押原地区を2人体制にするというふうなことで説明をさせていただきました。

これは、南押原地区が農業委員さん1人で担当面積が約840ヘクタールという面積になっております。

それで、鹿沼市内の農業委員さんの平均担当面積は362ヘクタールということで、その倍以上ひらいているので、一応鹿沼市の規模ですと、農業委員は19人まで置くことができるというふうなことがありますので、この機会にそこは2人体制にしようというふうなことで、委員さんの中で決定をされたというふうなことになります。

あと、その委員の報酬の見直しについて、こちらでの、産業建設常任委員会のほうへの付託ではないのかというふうなことかと思うのですが、これは市の非常勤特別職の報酬という

ことになりますので、総務常任委員会のほうに、付託になっております。そういうので、その辺はご理解をいただければと思います。

以上で説明を終わります。

○梶原副委員長 わかりました。

○橋本委員長 ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようなのでお諮りいたします。

議案第 105 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 105 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 106 号 鹿沼市職業訓練センター条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。能島産業振興課長。

○能島産業振興課長 産業振興課長の能島です。

それでは、議案第 106 号 鹿沼市職業訓練センター条例の一部改正についてご説明いたします。

新旧対照表は 33 ページになります。

今回の改正の主な趣旨といたしましては、センター内の貸し出し対象施設の一つであります、2階の第5研修室というところがあるのですが、そちらを、今年 12 月をもって廃止するものであります。

なお、その空いたスペースにつきましては、現在、一般社団法人鹿沼工業団地総合管理協会の事務室として貸し出す方向で調整しております。

鹿沼工業団地総合管理協会につきましては、長年、旧北犬飼コミュニティセンターと同居していましたが、施設の老朽化が予想以上に進行しておりまして、10 月には、事務室の早急な移転につきまして、市に対して要望が提出されたところであります。

今回の改正により、一般に貸し出す部屋が一つ減ることにはなりますが、協会の事務室が入ることによりまして、工業団地関係者の利用など、これまで以上に施設の活用が図れると考えております。

以上で、議案第 106 号 鹿沼市職業訓練センター条例の一部改正についての説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようなのでお諮りいたします。

議案第 106 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 106 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 107 号 鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。松本建築課長。

○松本建築課長 建築課長の松本です。よろしくお願いいたします。

議案第 107 号 「鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例の一部改正について」ご説明いたします。

鹿沼市市営若年勤労者用住宅は、若年勤労者の住環境の充実を図ることにより、定住化を促進し、地域の活性化及び子育て支援に寄与することを目的とし、平成 22 年 4 月から栗野地区に 4 戸整備されております。

今回の改正は、平成 27 年度までは 4 戸全てに入居者がいましたが、令和 2 年度からは 3 戸空いている状態が続いていることから、入居要件の緩和を行うためのものです。

改正の内容としましては、入居時の年齢制限の緩和、入居期間の年齢制限の緩和、及び入居時の所得制限の緩和の 3 つです。

入居時の年齢につきましては、変更前では若年勤労者及びその配偶者がいずれも 34 歳以下に限られていましたが、変更後はいずれかが 45 歳以下であることとしました。理由としましては、若年層を定義する明確な定めはありませんが、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第 2 条におきまして、中高年齢勤労者の年齢を 45 歳以上と定めているため、若年勤労者について 45 歳以下としました。

入居期間の年齢につきましては、変更前では若年勤労者及びその配偶者のいずれかが 40 歳に達するまでとしておりましたが、変更後はいずれかが 59 歳に達するまでとしました。理由としましては、勤労者として一般的に定年を迎える前年の 59 歳までとしました。

また、入居時の所得につきましては、変更前は上限を定めていましたが、変更後は上限をなくしました。これは、所得の上限をなくすことで入居可能な希望者の範囲を広げ、入居率の向上につなげるためのものです。

以上で議案第 107 号の説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようなのでお諮りいたします。

議案第 107 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 107 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 109 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 8 号）についてのうち産業建設常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。能島産業振興課長。

○能島産業振興課長 産業振興課長の能島です。

それでは、議案第 109 号 令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 8 号）のうち、経済部所管の予算についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、今度は表紙に一般会計（第 8 号）と記載のある、ホチキスどめの資料になります。そちらの 7 ページをお開きください。

中ほど、2 段目の 6 款 農林水産業費 1 項 3 目 農業振興費の説明欄、新規就農促進総合支援事業費の 700 万円の減につきましては、燃油価格・資材高騰の影響を受け、施設整備に困難を生じている新規就農者の交付対象者の見込み減により減額するものであります。

以上で、経済部所管の一般会計補正予算（第 8 号）の説明を終わります。

○橋本委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようなのでお諮りいたします。

議案第 109 号中産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○橋本委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 109 号中産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

これをもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

（午前 11 時 21 分）